

2016年（平成28年）10月3日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2016年（平成28年）3月1日付けで諮問された「〔(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会〕の構成メンバー、資料、議事録等の書面一式」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が「〔(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会〕の構成メンバー、資料、議事録等の書面一式」の行政文書公開請求に対し、2016年（平成28年）1月21日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については、異議申立ての対象となった部分のうち「2015年6月25日、第2回検討資料、村岡新駅設置に伴う費用負担（割合）の考え方について（藤沢市案）」の1頁目「1. 藤沢市の費用負担（割合）の基本的な考え方」のうち上段の表に記載されている自治体名、「2. 関連事業を含む概算事業費からの費用負担の検討」の表中の事業費の費目名及び「2015年6月25日、鎌倉市作成、費用負担の考え方について」の2頁目に記載されている自治体名の部分を公開すべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は2015年（平成27年）11月24日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「〔(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会〕の構成メンバー、資料、議事録等の書面一式」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を、非公開理由説明書において「第1回から第5回の（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会資料」（以下「本件対象

文書」という。)と特定し、異議申立人に対し2016年1月21日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

(3) 異議申立人は同年2月3日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち「第1回(資料3)」に係る部分を除いた本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

(4) 実施機関は同年3月1日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち「第1回(資料3)」に係る部分を除いた本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 本件処分は、「2015年6月25日、第2回検討資料「村岡新駅設置に伴う費用負担(割合)の考え方について(藤沢市案)」」、「2015年6月25日、鎌倉市作成、費用負担の考え方について」及び「平成27年8月4日、鎌倉市拠点整備部、第2回検討会での意見と、鎌倉市の考え方について」が、黒塗りで公開されたこと並びに議事録が公開されていないことが違法であり、不当である。

イ 実施機関は、本件対象文書を「第1回から第5回の(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会資料」と特定しているが、第5回(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会次第2015年(平成27年)11月9日(月)が公開されただけである。また、本件対象文書のうち「第1回(資料1)」について、実施機関は、公開することができない理由を「会議後に作成者の神奈川県が資料を持ち帰ったことにより、都市整備課村岡地区整備担当において取得した事実はなく不存在のため」としているが、会議中に配付された資料を神奈川県が回収して持ち帰ることは不自然であり、神奈川県が誰が回収して持ち帰ったのか明確にすべきである。さらに、実施機関は一部承諾決定通知書の公開することができない部分において「何行目」と記載しているが、すべて黒塗りであるため、判別できないのが事実である。(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会は、貴重な公金を使った検討会であり、神奈川県、鎌倉市、藤沢市の行政機関が行った検討会である。個人情報が含まれているのであれば、

その箇所は非公開にし、その他は貴重な公金を使った検討内容であり、議会にはかる内容であり、市民には知る権利がある。また、国民の知る権利の目的とした法の趣旨に反する、よって、黒塗り部分の公開を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1) 異議申立人の主張のうち「2015年6月25日、第2回検討資料「村岡新駅設置に伴う費用負担（割合）の考え方について（藤沢市案）」、「2015年6月25日、鎌倉市作成、費用負担の考え方について」及び「平成27年8月4日、鎌倉市拠点整備部、第2回検討会での意見と、鎌倉市の考え方について」については、新駅設置の費用負担に関することを検討及び協議した書面であり、公開した場合、不当に市民の間に混乱を生じさせること等、多方面に大きな影響を与える可能性があること、また、当該事務は実務者レベルにおいて、検討及び協議を円滑に行われることが求められ、公開した場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、藤沢市情報公開条例第6条第3号の非公開情報に該当するため、非公開としたものである。

また、異議申立人の主張のうち、議事録が公開されていないことについては、請求の趣旨「議事録等」と想定される文書として議事要旨を特定し、公開しており、都市整備課村岡地区整備担当において当該議事要旨以外に請求の趣旨となる行政文書は作成及び取得した事実はなく、存在しないことから、異議申立人の主張には理由が無く、認容できるものではない。

- (2) 本件対象文書のうち「第1回（資料1）」については、内容が未成熟な情報であることから、神奈川県が会議終了後に持ち帰っており、実施機関としては取得しておらず、不存在である。

以上のことから、実施機関による本件処分に違法ないし不当は無く、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書について

異議申立人による本件請求の趣旨は「（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討

会」の構成メンバー，資料，議事録等の書面一式」を求めるというものである。これに対し，実施機関は，本件対象文書を「第1回から第5回までの（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会資料」と特定した。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は，本件対象文書のうち「2015年6月25日，第2回検討資料「村岡新駅設置に伴う費用負担（割合）の考え方について（藤沢市案）」，「2015年6月25日，鎌倉市作成，費用負担の考え方について」及び「平成27年8月4日，鎌倉市拠点整備部，第2回検討会での意見と，鎌倉市の考え方について」の記載の一部については，条例第6条第3号に該当するとして一部非公開とした。

イ また，本件対象文書のうち「第1回（資料1）」については，作成者である神奈川県が会議終了後に持ち帰ったことにより，取得しておらず不存在であるとしている。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第3号の該当性について

実施機関の主張のうち，「2015年6月25日，第2回検討資料「村岡新駅設置に伴う費用負担（割合）の考え方について（藤沢市案）」，「2015年6月25日，鎌倉市作成，費用負担の考え方について」及び「平成27年8月4日，鎌倉市拠点整備部，第2回検討会での意見と，鎌倉市の考え方について」については，新駅設置の費用負担に関することを検討及び協議した書面であり，公開した場合，不当に市民の間に混乱を生じさせること等，多方面に大きな影響を与える可能性があること，また，当該事務は実務者レベルにおいて，検討及び協議を円滑に行われることが求められ，公開した場合，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから，藤沢市情報公開条例第6条第3号の非公開情報に該当するため，非公開とした判断は妥当である。

しかしながら，実施機関が非公開とした部分のうち「2015年6月25日，第2回検討資料，村岡新駅設置に伴う費用負担（割合）の考え方について（藤沢市案）」の1頁目「1. 藤沢市の費用負担（割合）の基本的な考え方」のうち上段の表に記載されている自治体名及び「2015年6月25日，鎌倉市作成，費用負担の考え方について」の2頁目に記載されている自治体名に関しては，費用負担割合及び金額が非公開とされている以上，自治体名を公開したとしても不当に市民の間に混乱を生じさせ，若しくは率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるとは認められない。また「2015年

6月25日、第2回検討資料、村岡新駅設置に伴う費用負担（割合）の考え方について（藤沢市案）」の1頁目「2. 関連事業を含む概算事業費からの費用負担の検討」の表中の事業費の費目名に関しては、建設に係る費用であることは明らかなことから、公開したとしても、検討及び協議に支障をもたらすとは考えられない。

以上のことから、上記の箇所については条例第6条第3号に該当しないため公開すべきである。

イ 文書の不存在について

「第1回（資料1）」について、内容が未成熟な情報であることから神奈川県担当者が会議終了後に当該資料を持ち帰ったため取得していないとする実施機関の主張には、必ずしも不合理若しくは不自然な点はないものと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 3. 1	実施機関から審査会へ諮問書の提出
3. 28	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
4. 4	異議申立人から審査会へ意見書の提出
6. 27	実施機関への意見聴取
7. 25	審議
10. 3	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者